

清川村移住体験住宅実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、将来、清川村（以下「村」という。）に移住を希望する家族が、一定期間、「清川村移住体験住宅」（以下「住宅」という。）に居住し、村の伝統文化行事等への参加や各種施設を利用して、村での生活を体験できる機会を提供することで、本村への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 清川村での生活を体験できるように村が貸し付ける施設

(2) 体験者 住宅の借り受けを希望する移住希望者であって、利用する代表として移住体験申請を行う者

(3) 利用者 体験者を含む住宅を利用するすべての者

(住宅)

第3条 住宅は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	住所	建築年月	構造	延べ床面積
舟沢体験住宅	清川村煤ヶ谷字舟沢 49 番地の 22	平成 28 年 10 月	軽量鉄骨造 2 階建	88.62 m ²

(体験者の資格)

第4条 体験者は、次の各号のすべての要件を満たす者でなければならない。

(1) 清川村に移住を検討する者で、体験期間中、利用者を含め、村に住民票の異動ができること。

(2) 同居しようとする配偶者（婚姻する予定者を含む。）があること。

(3) 体験者及び利用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団の構成員でないこと。

(4) 体験料の支払能力を有すると認められる者。

2 村長は、特に必要があると認めるときは、前項各号以外の利用者の資格を定めることができる。

(体験申請)

第5条 体験を希望する者は、「清川村移住体験申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）と

ともに、利用者全員にかかる現在住所地の住民票謄本（抄本）を村長に提出しなければならない。

この場合にあつて、代理者による申請は、認めないものとする。

2 利用者に外国人が含まれる場合は、前項に規定する住民票謄本（抄本）のほか、当該外国人の在留カードの写しを村長に提出しなければならない。

3 申請書は、体験を希望する日の14日前までに提出するものとする。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（体験許可）

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、「清川村移住体験許可書」（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 村長は、前項の交付をする場合において、住宅の管理上必要な条件を付することができる。

3 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、住宅の体験を許可しない。

（1）その体験が住宅の設置の目的に反するとき。

（2）その体験が公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。

（3）その体験が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。

（4）その体験が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

（5）その他住宅の管理上支障があるとき。

（契約）

第7条 許可書の交付を受けた申請者は、別に定める「清川村移住体験住宅使用貸借契約書」（様式第3号。以下「契約書」という。）により村長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

2 前項の規定による契約を締結した者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（体験期間）

第8条 体験期間は、3ヶ月以上1年以内とし、前条の規定する契約書において定める。

2 希望する使用貸借期間の契約開始日及び満了日が土日祝日の場合は、翌開庁日とする。

3 体験期間における入居及び退去を行う時間は、午前9時から午後4時までの間とする。

4 体験期間が満了するにあたり、村長の許可を得て、体験期間を延長することができる。

（体験料）

第9条 体験料は、次に掲げるとおりとする。

期間	金額	摘要
1ヶ月	50,000円	体験期間は、1ヶ月単位とする。 なお、体験期間に1ヶ月未満の端数があつても、1ヶ月とみな

		すものとする。 (電気、ガス、上下水道等の光熱水費は、自己負担とする。)
--	--	---

2 体験者は、前項の体験料を体験開始月は体験開始日の前日までに、翌月分は前月末日（土日・祝日の場合は、その前の平日）までに、納付しなければならない。ただし、4月分の体験料は、村が指定する日までに納付しなければならない。

3 前項の規定により納めた体験料は、これを還付しない。ただし、天災事変等やむを得ない事由により村長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 体験者は、住宅内に備え付けられている備品については、無料で利用することができるが、それ以外については、体験者が負担するものとする。

(体験者の遵守事項)

第10条 体験者は、前条第1項の規定による体験料を納めた後、村長から住宅の鍵を受け取り、住宅を借り受けるものとする。この場合、体験者は、体験期間中、次に掲げる事項及び契約書に規定された事項を遵守しなければならない。

(1) 申請書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。

(2) 留守や就寝中に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告するとともに、新たな鍵に体験者が交換すること。

(3) 火気の取り扱いに細心の注意を払うとともに、備え付けの備品を適切に扱うこと。

(4) 施設周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の清潔の保持など必要な整備をすること。

(5) ゴミは、決められた方法に従い排出すること。

(6) 体験者は、住宅の体験期間が終了したときは、清掃を行うとともに、直ちに住宅の鍵を村長に返却すること。

(7) その他、移住体験に関し、村長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第11条 体験者は、住宅において、次に掲げる行為及び契約書に規定された行為をしてはならない。

(1) 麻薬類（興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められる、いわゆる「危険ドラッグ」等を含む。）、銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造、保管、又は使用すること。

(2) 大型の家具その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備えつけること。

(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

- (4) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- (5) 物品の売買、寄付の要請、その他これに類する行為。
- (6) 事業その他開業すること、又は興業を行うこと。
- (7) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (8) 文書、図書、その他印刷物を貼り付け又は配布すること。
- (9) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為。
- (10) 周辺、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (11) 周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、周辺、近隣の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (12) 住宅に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- (13) 住宅の一部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (14) 住宅内外において、建物に害する行為をすること及び建物の改造又は改装をすること。
- (15) 住宅内外において、動物等（鳥類、魚類、両生類、昆虫類を含む。）を飼育すること。また、家庭菜園以外の住宅内外において、植物類の苗を植え、種を蒔いて育てること。
- (16) 住宅の建物内でたばこを喫煙すること。
- (17) 第7条の規定による契約書第6条に掲げる禁止又は制限される行為。
- (18) その他移住体験にふさわしくない行為。

(設備又は特殊備品の搬入)

第12条 体験者が住宅の使用にあたり、特殊な設備又は備品の搬入をしようとするときは、村長の許可を受けなければならない。

(体験許可の取り消し)

第13条 村長は、体験者が次の各号のいずれかに該当するとき又は住宅の管理上特に必要と認められるときは、当該決定の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により体験の許可を受けたとき。
- (3) 第4条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第6条第3項の要件に該当したとき。
- (5) 第10条の各号に掲げる事項を遵守できないとき。
- (6) 体験許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(7) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定に基づき体験許可を取り消したときは、第9条により納めた体験料は、これを返還しない。

3 前2項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、村はその責めを負わない。

(明け渡し)

第14条 体験者は、体験期間が終了する場合、又は前条の規定に基づき体験許可が取り消された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、体験者は、通常の体験に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を現状に回復しなければならない。

2 体験者は、体験期間が終了する場合に明け渡しをするときは、明け渡し日及びその時間について、事前に村長に通知しなければならない。

3 村長は、第1項後段の規定に基づき、体験者が行う原状回復の内容及び方法については、契約書に記載の方法に従い、協議し決定するものとする。

(立ち入り)

第15条 村長は、住宅の清潔の保持、防火、火災延焼、構造の保全、その他住宅の管理上必要があるときは、体験者の承諾が無くても、職員を住宅内に立ち入らせることができるものとする。

2 体験者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第16条 体験者は、故意又は過失により住宅又は設備等を破損、汚染及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、村長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による住宅又は設備等を破損、汚染及び滅失したときは、直ちに村長に報告しなければならない。

(事故免責)

第17条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、村はその責任を負わない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附則

この要綱は、平成29年2月10日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

清川村移住体験申請書

年 月 日

清川村長 様

申請者 住所
氏名

印

清川村移住体験住宅を使用して移住体験をしたいので、清川村移住体験住宅実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、入居等の条件については、同実施要綱に従うことを承諾するとともに、同実施要綱第4条に規定する要件を満たしていることを宣誓します。

物 件	舟沢体験住宅		
(ふりがな) 申請者氏名		利 用 人 数	人
住 所			
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
連 絡 先	TEL		
	E-mail @		
職 業 ・ 勤 務 先			
申請者以外の利用者について記入してください。			
氏 名	年 齢	申請者との続柄	職業・勤務先
体 験 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
清川村での移住体験を希望したい理由を簡略にご記入下さい。			

※ 添付資料 本人確認のできるもの（運転免許証、保険証等の写し）

利用者全員分（外国人も含む）の現住所地の住民謄本（抄本）

清川村移住体験許可書

年 月 日

様

清川村長



年 月 日付けで申請がありました件について、清川村移住体験住宅実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

1 物件、体験期間、利用者氏名

物 件	舟沢体験住宅			
体 験 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで ()			
利 用 者 等 の 氏 名	年齢	性別	職業・勤務先	申請者との続柄
申請者 ()				申請者本人

2 体験料 円

3 遵守事項

清川村移住体験住宅実施要綱

清川村移住体験住宅使用貸借契約書

様式第3号（第7条関係）

清川村移住体験住宅使用貸借契約書

貸主 清川村（以下「甲」という。）及び借受者（以下「乙」という。）は、第1条に記載する貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の物件）

第1条 甲は、清川村移住体験住宅実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく次に表示する物件を乙に対し、居住の用に供する目的で貸付し、乙はこれを借受ける。

- （1）名 称 舟沢体験住宅
- （2）住 所 清川村煤ヶ谷字舟沢49番地の22
- （3）敷地面積 245.42㎡（うち家庭菜園スペース78.94㎡）
- （4）建築年月 平成28年10月
- （5）構 造 軽量鉄骨造2階建
- （6）延床面積 88.62㎡

（契約期間）

第2条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日まで（ ヶ月）とする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新しないものとする。

（契約目的）

第3条 乙は、本物件を清川村移住体験の専用住宅として体験し、目的以外に使用してはならない。

（貸付料）

第4条 本物件の貸付料は、無償とする。

2 その他生活に必要な経費、光熱水費（電気料金、水道料金、下水道料金、ガス料金に限る。）飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに施設に備え付け以外の機器及び備品に要する費用は、乙の負担とする。

（使用者の遵守事項）

第5条 乙は、施設を使用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）清川村移住体験申請書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。
- （2）留守や就寝中に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やか

に甲にその旨を報告するとともに、新たな鍵に乙が交換すること。

(3) 火気の取り扱いに細心の注意を払うとともに、水道の凍結防止に配慮すること、及び備え付けの備品を適切に取扱うこと。

(4) 施設周りの除草や除雪を適切に行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の清潔の保持など必要な整備をすること。

(5) ごみは、決められた手法に従い排出すること。

(6) 乙は、住宅の借用期間が終了したときは、直ちに住宅の鍵を甲に返却すること。

(7) その他、施設の借用に関し甲が必要と認める事項。

(禁止又は制限される行為)

第6条 乙は、本物件の全部又は一部につき、貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うこと。

(2) 利用人に新たに利用人を追加（ただし、出生を除く。）すること。

(3) 2週間以上継続して本物件を留守にすること。

3 乙は、本物件を使用するにあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 麻薬類（興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められる、いわゆる「危険ドラッグ」等を含む。）、鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造、保管、又は備え付けること。

(2) 大型の家具その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。

(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(4) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。

(5) 物品の売買、寄付の要請、その他これに類する行為。

(6) 事業その他開業すること、又は興業を行うこと。

(7) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。

(8) 文書、図書、その他の印刷物を貼り付け又は配布すること。

(9) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為。

(10) 周辺、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(11) 周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、周辺、近隣の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

- (12) 住宅に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- (13) 住宅内外において、動物等（鳥類、魚類、両生類、は虫類、昆虫類を含む。）を飼育すること。
- (14) 家庭菜園以外の敷地内に植物類の苗を植えたり、種をまいて育てること。
- (15) 住宅内でたばこを喫煙すること。
- (16) その他住宅の使用にふさわしくない行為。

(損害賠償)

第7条 乙は、故意又は過失により住宅及び設備等を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定による住宅及び設備等を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(修繕)

第8条 甲は、費用が軽微な修繕を除き、乙が本物件を借用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙及び使用人、来訪者など乙の関係者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 前項の規定に基づき、甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、次の表に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

電球、蛍光灯、LED照明の取替え
ヒューズの取替え
その他費用が軽微な修繕

(事故免責)

第9条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わない。

(契約の解除)

第10条 乙が次に掲げるいずれかの事由に該当したときは、甲は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 実施要綱第5条に規定する申請書又は本契約書の記載事項に虚偽があったとき。
- (2) 実施要綱第9条に規定する体験料が納付されなかったとき。
- (3) 第5条に規定する本物件の遵守事項に違反したとき。

(4) 第6条各項に規定する禁止又は制限される事項に違反したとき。

(5) その他本契約に違反したとき。

(6) 甲乙間の信頼関係を破壊したとき。

2 天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、本契約は当然消滅する。

(明け渡し、原状回復)

第11条 乙は、本契約が終了する日及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明け渡しをするときには、明け渡し日及びその時間について、事前に甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、本物件の明け渡し時において、別表の規定に基づき、乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

4 乙の義務である原状回復工事は、原則として甲の指定する業者に依頼して行うものとする。

(造作買取請求権、有益費償還請求権)

第12条 本物件の明け渡しに際し、乙は造作買取請求権を行使しないものとする。

2 乙は、本物件の明け渡しに際し、甲に対し、その事由・名目の如何にかかわらず、本物件の諸造作及び設備について支出した乙の必要費及び本物件の改良のために費やした有益費等の償還請求又は移転料、立ち退き料その他一切の請求はできないものとする。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上、特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後、その旨を乙に通知しなければならない。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を貸借しようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、明け渡しを遅延したとき、本契約の期間の終了日の翌日から明け渡しの完了日までの間、損害金を甲に支払うものとする。

2 乙が契約期間終了後に不法な居住を継続した場合、甲は然るべき法的手段により明け渡しの強制

執行を行う。また、甲は、乙に対して、その手続きに要した裁判費用、弁護士費用、及び残存物の処理費用などを請求することができる。

3 乙及び乙の関係者と他の入居者、又はその他第三者との間で生じた損害賠償等については、理由の如何を問わず、甲は、これに関与しない。

4 甲は、その責によらない火災、盗難等による乙の損害若しくは本物件の居住を不可能にするような災害その他非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。

(合意管轄裁判所)

第15条 この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、横浜地方裁判所小田原支部をもって管轄裁判所とする。

(弁護士費用の請求)

第16条 乙又はその関係者で滞納等債務不履行や不法行為により、甲が訴訟を提起し、又は遂行した際の弁護士費用並びに訴訟費用については、乙の負担とする。

(協議)

第17条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

別表（第11条関係）

【原状回復の条件について】

本物件の原状回復条件は、下記Ⅱの「例外としての特約」による以外は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、

- ・借受者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、借受者が負担すべき費用となる。
- ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び借受者の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、貸主が負担すべき費用となる。

ものとしします。

その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」において定められた別表1及び別表2のとおりですが、その概要は、下記Ⅰのとおりです。

I 本物件の原状回復条件

1 貸主・借受者の修繕分担表

貸主の負担となるもの	借受者の負担となるもの
【床（畳・フローリング・カーペットなど）】	
1. 畳の裏返し、表替え（特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの）	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） 2. 冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合） 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち（賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの）
【壁、天井（クロスなど）】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画紙、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のも） 4. エアコン（借受者所有）設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）	1. 借受者が日常の清掃を怠ったための台所の油污れ（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合） 2. 借受者が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（貸主に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） 3. クーラーから水漏れし、借受者が放置したため壁が腐食 4. タバコのヤニ、臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のも） 6. 借受者が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
1. 網戸の張替え（特に破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの）	1. 飼育ペットによる柱等のキズ、臭い（ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合） 2. 落書き等の故意による毀損

貸主の負担となるもの	借受者の負担となるもの
【設備、その他】	
1. 専門業者による全体のハウスクリーニング（借受者が通常の清掃を実施している場合） 2. エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合） 3. 消毒（台所・トイレ） 4. 浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はないが、次の入居者確保のために行うもの） 5. 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合） 6. 設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの）	1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油污れ、すす（借受者が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（借受者が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失または破損による取替え 5. 住宅の庭に生い茂った雑草

2 借受者の負担単位

負担内容	借受者の負担単位		経過年数等の考慮	
床	毀損部分の補修	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分（裏返し表替えかは、毀損の程度による）	（畳表） 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	（畳床・カーペット・クッションフロア） 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	（フローリング） 補修は経過年数を考慮しない。 （フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、残存価値1円となるような負担割合を算定する。）
壁・天井（クロス）	毀損部分の補修	壁（クロス）	㎡単位が望ましいが、借受者が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を借受者負担としてもやむをえないものとする。	壁〔クロス〕 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニングまたは張替費用を借受者負担とすることが妥当と考えられる。	
建具・柱	毀損部分の補修	襖	1枚単位	（襖紙、障子紙） 経過年数は考慮しない。
		柱	1本単位	（襖、障子等の建具部分、柱） 経過年数は考慮しない。
設備・その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用	（設備機器） 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線（または曲線）を想定し、負担割合を算定する。

	鍵の返却	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を借受者負担とする。
	通常の清掃※	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、または住戸全体	経過年数は考慮しない。借受者負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位もしくは、住戸全体の清掃費用相当部分を借受者負担とする。

下記貸主（甲）と借受者（乙）は、本物件について使用貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲）

住 所 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
氏 名 清川村長 印

借受者（乙）

住 所
氏 名 印